

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)
第十三条の二 法第十一条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
二 一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準)

第十四条 法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 保有する全ての事業用自動車を収容しきり、当該事業用自動車の点検及び整備を適切に行うために十分な規模の自動車車庫を有すること。

二 第三条の六第一号に規定する保険料等を納付していること。

三 第三条の六第三号に規定する支払能力を有すること。

第十五条 削除
(輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請)

第十六条 法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理は、次のとおりとする。

一 事業用自動車の運行の管理
二 事業の用に供する施設の保守の管理

2 法第二十九条第一項の規定により輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した業務の管理受委託許可申請書を提出しなければならない。

一 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 管理の委託及び受託をしようとする業務の種類

三 委託及び受託をしようとする管理の範囲及び方法

4 委託及び受託の開始の予定日及びその期間

5 委託及び受託を必要とする理由

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 管理の委託受託契約書の写し
二 管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類

三 受託者が現に一般貨物自動車運送事業を経営していない場合には、第三条第六号、第七号又は第八号に掲げる書類

(事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請)

第十七条 法第三十条第一項の規定により一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の譲渡認可申請書を提出しなければならない。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 譲渡し及び譲受けの価格

三 譲渡し及び譲受けの予定日

四 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 讓渡譲受契約書の写し
二 讓渡し及び譲受けの価格の明細書

三 讓受人が現に一般貨物自動車運送事業を經營していない場合にあっては、第三条第六号、第七号又は第八号及び第九号に掲げる書類

(法人的合併又は分割の認可の申請)

第十八条 法第三十条第二項の規定により一般貨物自動車運送事業者のたる法人の合併又は分割の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人的合併(分割)認可申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当事者の名称、住所及び代表者の氏名

二 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般貨物自動車運送事業を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名

三 合併又は分割の方法及び条件

4 合併又は分割の予定期間

五 合併又は分割を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあっては、分割計画書)の写し
二 合併又は分割の方法及び条件の説明書

(相続人の事業継続の認可の申請)

第十九条 法第三十一条第一項の規定により相続による一般貨物自動車運送事業の継続の認可を申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 氏名及び住所並びに被相続人との続柄
二 被相続人の氏名及び住所

3 相続の開始の日前の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
二 申請者が現に一般貨物自動車運送事業を經營していない場合にあっては、第三条第六号及びハ、並びに第九号に掲げる書類

三 申請者以外に相続人がある場合にあっては、当該一般貨物自動車運送事業を申請者が継続して經營することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

(事業の休止及び廃止の届出)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 休止又は廃止の届出書

二 休止又は廃止の日

三 休止の届出の場合にあっては、休止の予定期間

四 休止又は廃止を必要とした理由

(事業計画)

第二十一条 法第三十五条第二項第三号の事業計画

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した事業計画の届出にあっては、休止の届出書

一 休止又は廃止の届出書

二 休止の届出の場合にあっては、休止の予定期間

三 休止の届出の場合にあっては、休止の予定期間

四 休止又は廃止を必要とした理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(事業の遂行能力の審査)

第二十二条 法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類

一 第三条第一号から第三号の三まで、第五号及び第六号(ロを除く。)第七号又は第八号(イを除く。)並びに第九号に掲げる書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
二 申請者が現に一般貨物自動車運送事業を經營していない場合にあっては、第三条第六号及びハ、並びに第九号に掲げる書類

三 申請者以外に相続人がある場合にあっては、当該一般貨物自動車運送事業を申請者が継続して經營することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

(添付書類)

第二十三条 第五条の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第九条第一項の規定による特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請について準用する。

(事業計画の変更の届出)

第二十四条 法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更是、各営業所に配置する事業用自動車の数の変更(自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数の変更を含む。)とする。

(事業計画の変更)

第二十五条 法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の国土交通省令で定める法第九条第三項の事業用自動車の数の変更(自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、各営業所に配置する事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数)を記載しなければならない。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の事業計画の変更の届出について準用する。

第二十六条 法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の国土交通省令で定める法第九条第三項の事業用自動車の数の変更(自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、各営業所に配置する事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数)を記載しなければならない。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の事業計画の変更の届出について準用する。

第二十七条 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の事業計画の変更の届出について準用する。

(法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準)

第二十八条 第二十五条第二号の国土交通省令で定める事項

第二十九条 法第三十五条第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、第三条の五各号に掲げるものとする。

次に掲げる事項を記載した地方実施機関指定申
請書を提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 指定に係る区域

三 事務所の所在地

四 地方適正化事業の開始の予定日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

一定款及び登記事項証明書

二 最近の事業年度における貸借対照表

三 役員の名簿及び履歴書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する
書類

五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
(適正化事業指導員)

六 地方実施機関は、法第三十九条第一
号及び第二号に掲げる業務(以下「適正化事業
指導業務」という。)を行わせるため、適正化
事業指導員を選任しなければならない。

七 別記様式による身分を示す証明書を交付しなけ
ればならない。

八 地方実施機関は、適正化事業指導員に対し、
別記様式による身分を示す証明書を交付しなけ
ればならない。

九 適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を
行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関
係者の請求があったときは、これを提示しなけ
ればならない。

十 地方実施機関は、適正化事業及び全国適正化事業に係る事
業計画等)

十一 地方実施機関及び全国実施機関は、
毎事業年度、次の各号に掲げる書類を作成し、
当該各号に掲げるとことにより地方実施機関に
あつては地方運輸局長に、全國実施機関にあつ
ては国土交通大臣に提出しなければならない。

十二 地方適正化事業又は全国適正化事業に係る
事業計画及び收支予算 当該事業年度の属
日の十五日前までに(指定を受けた日の属
する事業年度にあつては、その指定を受けた
後遅滞なく)

十三 地方適正化事業又は全国適正化事業に係る
事業報告書及び收支決算書 当該事業年度の
終了後三月以内に

(地方運輸局長との連絡等)

第十九条 地方実施機関は、地方適正化事業の
運営について、地方運輸局長と密接に連絡する
ものとする。

二 地方運輸局長は、地方実施機関に対し、地方
適正化事業の円滑な運営に必要な指導及び助言
を行うものとする。

(全国実施機関の指定の申請等)

第四十条 第三十六条(第一項第二号を除く。)

及び前条の規定は、全国実施機関について準用
する。この場合において、第三十六条第一項中
「法第三十八条第一項」とあるのは、「法第四十
二条」と、前条中「地方運輸局長」とあるのは
「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

第七章 雜則

第四十一条 削除
(権限の委任)

第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限で
次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一 法第三条の許可(特別積合せ貨物運送をす
ることに係る運行系統のうち二以上以上の地
方運輸局長の管轄区域にわたり(既
に二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたり
り、かつ、その起点から終点までの距離が百
キロメートル以上であるものが含まれるとき
を除く。))

二 削除

三 法第九条第一項の認可(運行系統に係るも
のであつて、申請に係る運行系統のうちに二
以上の地方運輸局長の管轄区域にわたり(既
に二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたり
り、かつ、その起点から終点までの距離(当該運
行系統が既存の運行系統と重複する部分があ
るときは、その重複する部分に係る距離を除
く。)が百キロメートル以上であるものが含
まれるときを除く。)及び同条第三項の規定
による届出の受理

四 削除

五 法第十条第一項の認可

六 法第十六条第一項の規定による届出の受理
(特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に
係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄
区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百
キロメートル以上ものに係るもの)を除く。)

七 法第十六条第三項の命令(特別積合せ貨物
運送であつて、当該命令に係る運行系統が二
以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され
るものに係るもの)を除く。)

八 法第十六条第五項の規定による届出の受理
(特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に
係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄
区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百
キロメートル以上ものに係るもの)を除く。)

九 法第十六条第七項の命令(特別積合せ貨物
運送であつて、当該命令に係る運行系統が二
以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され
かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上
のものに係るもの)を除く。)

十 法第十八条第三項の規定による届出の受理
者資格者証の交付

十一 法第十九条第一項の規定による運行管理
者資格者証の交付

十二 法第二十条の命令

十三 削除

十四 削除

十五 削除

十六 法第二十九条第一項の許可(特別積合せ
貨物運送であつて、申請に係る運行系統が二
以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され
かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上
のものに係るもの)を除く。)

十七 法第三十条第一項及び第二項並びに法第
三十一条第一項の認可(特別積合せ貨物運送
であつて、申請に係る運行系統が二以上の地
方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運
行系統の長さが百キロメートル以上のものに
係るもの)を除く。)

十八 法第三十二条の規定による届出の受理
十九 法第三十三条の規定による事業の停止の
命令又は許可の取消し(特別積合せ貨物運送
であつて、当該命令又は許可の取消しに係る
運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域
に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロ
メートル以上のものに係るもの)を除く。)

二十 法第三十三条の規定による輸送施設の使
用の停止の命令

二十一 法第三十四条第一項の命令(国土交通
大臣が行つた事業の停止の命令に係るもの)
二十二 法第三十三条の規定による輸送施設の使
用の停止の命令

二十三 法第三十四条第一項の規定による自動
車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標
の領置

二十四 特定貨物自動車運送事業に関する権限
(第三項第二号から第四号まで及び第七号並
びに第四項並びに附則第六条第一項に規定す
るもの並びに法第三十五条第六項において準
用する法第二十四条の規定による届出の受理
を除く。)

二十五 貨物軽自動車運送事業に関する権限
(第四項及び附則第六条第二項に規定するも
のを除く。)

二十六 特定第一種貨物利用運送事業者に關す
る権限(第三項第二号から第四号まで及び法
第三十七条第三項において準用する法第二十
二条の規定による届出の受理を除く。)

二十七 地方実施機関に関する権限(法第三十
八条第一項の規定による区域の設定を除く。)

二十八 第二項の規定により地方運輸局長に委任された
権限で次に掲げるもの(運輸監理部長と運輸支
局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたり
るもの及び貨物自動車利用運送に関するものを
除く。)及び貨物軽自動車運送事業に關するも
のは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任す
るもの)の及ぶ貨物自動車利用運送に関するものを
除く。)

二十九 地方実施機関に関する権限(法第三十
九条第一項の規定による運行管理者資格者証の
交付を除く。)

三十 地方実施機関に関する権限(法第二十
一条の規定による届出の受理を除く。)

三十一 法第二十条の命令

三十二 法第二十一条の命令

三十三 法第二十二条の命令

三十四 法第二十三条の命令

三十五 法第二十四条の命令

二十六 特定第一種貨物利用運送事業者に關す
る権限(第三項第二号から第四号まで及び法
第三十七条第三項において準用する法第二十
二条の規定による届出の受理を除く。)

二十七 地方実施機関に関する権限(法第三十
八条第一項の規定による区域の設定を除く。)

二十八 第二項の規定により地方運輸局長に委任された
権限で次に掲げるもの(運輸監理部長と運輸支
局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたり
るもの及び貨物自動車利用運送に関するものを
除く。)及び貨物軽自動車運送事業に關するも
のは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任す
るもの)の及ぶ貨物自動車利用運送に関するものを
除く。)

二十九 地方実施機関に関する権限(法第三十
九条第一項の規定による運行管理者資格者証の
交付を除く。)

三十 地方実施機関に関する権限(法第二十
一条の規定による届出の受理を除く。)

三十一 法第二十条の命令

三十二 法第二十一条の命令

三十三 法第二十二条の命令

三十四 法第二十三条の命令

三十五 法第二十四条の命令

三十六 法第二十五条の命令

三十七 法第二十六条の命令

三十八 法第二十七条の命令

三十九 法第二十八条の命令

四十 法第二十九条の命令

四十一 法第三十条の命令

四十二 法第三十一条の命令

四十三 法第三十二条の命令

四十四 法第三十三条の命令

四十五 法第三十四条の命令

四十六 法第三十五条の命令

四十七 法第三十六条の命令

四十八 法第三十七条の命令

四十九 法第三十八条の命令

五十 法第三十九条の命令

五十一 法第四十条の命令

五十二 法第四十一条の命令

五十三 法第四十二条の命令

五十四 法第四十三条の命令

五十五 法第四十四条の命令

五十六 法第四十五条の命令

五十七 法第四十六条の命令

五十八 法第四十七条の命令

五十九 法第四十八条の命令

六十 法第四十九条の命令

六十一 法第五十条の命令

六十二 法第五十一条の命令

六十三 法第五十二条の命令

六十四 法第五十三条の命令

六十五 法第五十四条の命令

六十六 法第五十五条の命令

六十七 法第五十六条の命令

六十八 法第五十七条の命令

六十九 法第五十八条の命令

七十 法第五十九条の命令

七十一 法第六十条の命令

七十二 法第六十一条の命令

七十三 法第六十二条の命令

七十四 法第六十三条の命令

七十五 法第六十四条の命令

七十六 法第六十五条の命令

七十七 法第六十六条の命令

七十八 法第六十七条の命令

七十九 法第六十八条の命令

八十 法第六十九条の命令

八十一 法第七十条の命令

八十二 法第七十一条の命令

八十三 法第七十二条の命令

八十四 法第七十三条の命令

八十五 法第七十四条の命令

八十六 法第七十五条の命令

八十七 法第七十六条の命令

八十八 法第七十七条の命令

八十九 法第七十八条の命令

九〇 法第七十九条の命令

九一 法第八十条の命令

九二 法第八十一条の命令

九三 法第八十二条の命令

九四 法第八十三条の命令

九五 法第八十四条の命令

九六 法第八十五条の命令

九七 法第八十六条の命令

九八 法第八十七条の命令

九九 法第八十八条の命令

一〇〇 法第八十九条の命令

一〇一 法第九十条の命令

一〇二 法第九十一条の命令

一〇三 法第九十二条の命令

一〇四 法第九十三条の命令

一〇五 法第九十四条の命令

一〇六 法第九十五条の命令

一〇七 法第九十六条の命令

一〇八 法第九十七条の命令

一〇九 法第九十八条の命令

一一〇 法第九十九条の命令

一一一 法第一百条の命令

一一二 法第一百一条の命令

一一三 法第一百二条の命令

一一四 法第一百三条の命令

一一五 法第一百四条の命令

一一六 法第一百五条の命令

一一七 法第一百六条の命令

一一八 法第一百七条の命令

一一九 法第一百八条の命令

一二〇 法第一百九条の命令

一二一 法第一百十一条の命令

一二二 法第一百一二条の命令

一二三 法第一百一三条の命令

一二四 法第一百一四条の命令

一二五 法第一百一五条の命令

一二六 法第一百一六条の命令

一二七 法第一百一七条の命令

一二八 法第一百一八条の命令

一二九 法第一百一九条の命令

一三〇 法第一百一二〇条の命令

一三一 法第一百一二一〇条の命令

一三二 法第一百一二一〇条の命令

一三三 法第一百一二一〇条の命令

一三四 法第一百一二一〇条の命令

一三五 法第一百一二一〇条の命令

一三六 法第一百一二一〇条の命令

一三七 法第一百一二一〇条の命令

一三八 法第一百一二一〇条の命令

一三九 法第一百一二一〇条の命令

一四〇 法第一百一二一〇条の命令

一四一 法第一百一二一〇条の命令

一四二 法第一百一二一〇条の命令

一四三 法第一百一二一〇条の命令

一四四 法第一百一二一〇条の命令

一四五 法第一百一二一〇条の命令

一四六 法第一百一二一〇条の命令

一四七 法第一百一二一〇条の命令

一四八 法第一百一二一〇条の命令

一四九 法第一百一二一〇条の命令

一五〇 法第一百一二一〇条の命令

一五一 法第一百一二一〇条の命令

一五二 法第一百一二一〇条の命令

一五三 法第一百一二一〇条の命令

一五四 法第一百一二一〇条の命令

一五五 法第一百一二一〇条の命令

一五六 法第一百一二一〇条の命令

一五七 法第一百一二一〇条の命令

一五八 法第一百一二一〇条の命令

一五九 法第一百一二一〇条の命令

一六〇 法第一百一二一〇条の命令

一六一 法第一百一二一〇条の命令

一六二 法第一百一二一〇条の命令

一六三 法第一百一二一〇条の命令

一六四 法第一百一二一〇条の命令

一六五 法第一百一二一〇条の命令

一六六 法第一百一二一〇条の命令

一六七 法第一百一二一〇条の命令

一六八 法第一百一二一〇条の命令

一六九 法第一百一二一〇条の命令

一七〇 法第一百一二一〇条の命令

一七一 法第一百一二一〇条の命令

一七二 法第一百一二一〇条の命令

一七三 法第一百一二一〇条の命令

一七四 法第一百一二一〇条の命令

一七五 法第一百一二一〇条の命令

一七六 法第一百一二一〇条の命令

一七七 法第一百一二一〇条の命令

一七八 法第一百一二一〇条の命令

一七九 法第一百一二一〇条の命令

一八〇 法第一百一二一〇条の命令

一八一 法第一百一二一〇条の命令

一八二 法第一百一二一〇条の命令

一八三 法第一百一二一〇条の命令

一八四 法第一百一二一〇条の命令

一八五 法第一百一二一〇条の命令

一八六 法第一百一二一〇条の命令

一八七 法第一百一二一〇条の命令

一八八 法第一百一二一〇条の命令

一八九 法第一百一二一〇条の命令

一九〇 法第一百一二一〇条の命令

一九一 法第一百一二一〇条の命令

一九二 法第一百一二一〇条の命令

一九三 法第一百一二一〇条の命令

一九四 法第一百一二一〇条の命令

一九五 法第一百一二一〇条の命令

一九六 法第一百一二一〇条の命令

一九七 法第一百一二一〇条の命令

一九八 法第一百一二一〇条の命令

一九九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇一 法第一百一二一〇条の命令

二〇二 法第一百一二一〇条の命令

二〇三 法第一百一二一〇条の命令

二〇四 法第一百一二一〇条の命令

二〇五 法第一百一二一〇条の命令

二〇六 法第一百一二一〇条の命令

二〇七 法第一百一二一〇条の命令

二〇八 法第一百一二一〇条の命令

二〇九 法第一百一二一〇条の命令

二一〇 法第一百一二一〇条の命令

二一一 法第一百一二一〇条の命令

二一二 法第一百一二一〇条の命令

二一三 法第一百一二一〇条の命令

二一四 法第一百一二一〇条の命令

二一五 法第一百一二一〇条の命令

二一六 法第一百一二一〇条の命令

二一七 法第一百一二一〇条の命令

二一八 法第一百一二一〇条の命令

二一九 法第一百一二一〇条の命令

二二〇 法第一百一二一〇条の命令

二二一 法第一百一二一〇条の命令

二二二 法第一百一二一〇条の命令

二二三 法第一百一二一〇条の命令

二二四 法第一百一二一〇条の命令

二二五 法第一百一二一〇条の命令

二二六 法第一百一二一〇条の命令

二二七 法第一百一二一〇条の命令

二二八 法第一百一二一〇条の命令

二二九 法第一百一二一〇条の命令

二三〇 法第一百一二一〇条の命令

二三一 法第一百一二一〇条の命令

二三二 法第一百一二一〇条の命令

二三三 法第一百一二一〇条の命令

二三四 法第一百一二一〇条の命令

二三五 法第一百一二一〇条の命令

二三六 法第一百一二一〇条の命令

二三七 法第一百一二一〇条の命令

二三八 法第一百一二一〇条の命令

二三九 法第一百一二一〇条の命令

二四〇 法第一百一二一〇条の命令

二四一 法第一百一二一〇条の命令

二四二 法第一百一二一〇条の命令

二四三 法第一百一二一〇条の命令

二四四 法第一百一二一〇条の命令

二四五 法第一百一二一〇条の命令

二四六 法第一百一二一〇条の命令

二四七 法第一百一二一〇条の命令

二四八 法第一百一二一〇条の命令

二四九 法第一百一二一〇条の命令

二五〇 法第一百一二一〇条の命令

二五一 法第一百一二一〇条の命令

二五二 法第一百一二一〇条の命令

二五三 法第一百一二一〇条の命令

二五四 法第一百一二一〇条の命令

二五五 法第一百一二一〇条の命令

二五六 法第一百一二一〇条の命令

二五七 法第一百一二一〇条の命令

二五八 法第一百一二一〇条の命令

二五九 法第一百一二一〇条の命令

二六〇 法第一百一二一〇条の命令

二六一 法第一百一二一〇条の命令

二六二 法第一百一二一〇条の命令

二六三 法第一百一二一〇条の命令

二六四 法第一百一二一〇条の命令

二六五 法第一百一二一〇条の命令

二六六 法第一百一二一〇条の命令

二六七 法第一百一二一〇条の命令

二六八 法第一百一二一〇条の命令

二六九 法第一百一二一〇条の命令

二七〇 法第一百一二一〇条の命令

二七一 法第一百一二一〇条の命令

二七二 法第一百一二一〇条の命令

二七三 法第一百一二一〇条の命令

二七四 法第一百一二一〇条の命令

二七五 法第一百一二一〇条の命令

二七六 法第一百一二一〇条の命令

二七七 法第一百一二一〇条の命令

二七八 法第一百一二一〇条の命令

二七九 法第一百一二一〇条の命令

二八〇 法第一百一二一〇条の命令

二八一 法第一百一二一〇条の命令

二八二 法第一百一二一〇条の命令

二八三 法第一百一二一〇条の命令

二八四 法第一百一二一〇条の命令

二八五 法第一百一二一〇条の命令

二八六 法第一百一二一〇条の命令

二八七 法第一百一二一〇条の命令

二八八 法第一百一二一〇条の命令

二八九 法第一百一二一〇条の命令

二九〇 法第一百一二一〇条の命令

二九一 法第一百一二一〇条の命令

二九二 法第一百一二一〇条の命令

二九三 法第一百一二一〇条の命令

二九四 法第一百一二一〇条の命令

二九五 法第一百一二一〇条の命令

二九六 法第一百一二一〇条の命令

二九七 法第一百一二一〇条の命令

二九八 法第一百一二一〇条の命令

二九九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇六 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇七 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇八 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一六 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一七 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一八 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇一九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二六 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二七 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二八 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇二九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三六 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三七 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三八 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇三九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五六 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五七 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五八 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一六 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一七 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一八 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五一九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二六 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二七 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二八 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五二九 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三〇 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三一 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三二 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三三 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三四 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三五 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三六 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三七 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三八 法第一百一二一〇条の命令

二〇〇四五三九 法第一百一二一〇条の命令

程を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認める場合に關するものにつては、特別積合せ貨物運送であつて、當該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの(第三項)を除く。(法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。)

四 法第二十四条の四第二項の命令(特別積合せ貨物運送であつて、當該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの(第三項)を除く。)の規定による情報の整理及び公表を含む。)

五 法第二十五条第四項の命令

六 法第二十六条の命令(特別積合せ貨物運送であつて、當該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの(第三項)を除く。)(法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。)

七 法第六十四条第一項の勧告(国土交通大臣が行つた法第三十三条の規定による处分に係るもの及び貨物軽自動車運送事業に關するものを除く。)及び當該勧告に係る法第六十四条第二項の意見の聽取

八 法第三十六条第二項において準用する法第二十三条及び法第二十四条の四第二項の命令、法第六十条第一項(法第三十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二項(地方実施機関に係る部分に限る。)、第四項(法第三十七条第三項において準用する場合を含む。)及び第五项(地方実施機関に係る部分に限る。)に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十四条第一項の勧告(貨物軽自動車運送事業に關するものに限る。)及び當該勧告に係る同条第二項の意見の聽取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

(聴聞の方法の特例)

2 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定による処分にあつては、許可又は指定の取消しに係る部分に限る。)に係る聴聞を行ふに当つては、その期日の十日前までに、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

(届出)

第四十四条 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者、地方実施機関及び全国実施機関は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長

二 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合 当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方運輸局長

三 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長

四 法第八条第二項、法第二十三条(法第三十一条第六項、法第三十六条第二項及び法第三十七条第三項において準用する場合を含む。)、法第二十五条第四項又は法第二十六条の規定に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長

五 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長

六 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であつて、役員又は

社員に変更があつた場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長

七 特定貨物自動車運送事業の運送の需要者の氏名、名称、住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつた場合 当該特定貨物自動車運送事業の許可をした地方運輸局長

八 地方実施機関又は全国実施機関の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合 地方実施機関にあつては地方運輸局長、全国実施機関にあつては国土交通大臣

九 地方実施機関が、第三十七条の規定により適正化事業指導員を選任した場合 地方運輸局長

十 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合 地方運輸局長

十一 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第六号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第八号に掲げる場合にあつてはあらかじめ、同項第九号及び第十号に掲げる場合にあつては十五日以内に）行わなければならぬ。

1 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に關し、法人の設立、合併又は分割があつたときは、その登記事項証明書、役員又は社員に変更があつたときは、新たに役員又は社員になつた者が法第五条第一号から第三号までの規定に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 届出事項

四 第一項第十号に掲げる場合にあつては、適正化事業指導員でなくなつた理由

1 第一項第五号又は第六号の届出書の提出については、第三項及び次条の規定にかかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の定めるところによることがで

5 地方運輸局長又は国土交通大臣は、第一項第八号の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(書類の提出)

第四十五条 法及びこの省令の規定により地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が二以上の地方運輸局長、運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸支局長、運輸監理部長又は運輸支局長)に提出しなければならない。

第二章 法及びこの省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、全国実施機関に関するものを除き、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長)を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二年十二月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(一般路線貨物自動車運送事業に係る確認の申請)

第二条 法附則第二条第二項の確認を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した確認申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業計画(第二条第一項第一号、第四号及び第六号並びに第二項第二号及び第三号に掲げる事項に限る。)

三 前項の申請書には、第三条第一号、第五号及び第六号に掲げる書類を添付しなければならない。(一般区域貨物自動車運送事業に係る届出)

第三条 法附則第三条第一項に掲げる者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第十条 この省令の施行の際現に交付されている
（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正に
伴う経過措置）

この省令による改正前の貨物自動車運送事業法施行規則第二号様式による証明書は、この省令による改正後の貨物自動車運送事業法施行規則第二号様式による証明書とみなす。

この省令は、公布の日から施行する。

省令第九七号（施行期日）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第三〇号
施行期日

附 則（令和元年六月二八日国土交通省
令第二二号）

この省令は、令和元年七月一日から施行す。

附則（令和元年八月一日國土交通省令
第二七号）

この名前は、今和元年（一一九一）の元治院

省令第九八号) 抄

この省令は、令和三年一月一日から施行す。

附則（令和五年三月三日国土交通省
令第三号）抄

条 この省令は、令和五年四月一日から施行

附 則（令和六年一月一九日国土交通省
令第二号）少

この省令は、デジタル社会の形成を図るため

の規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令治六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年三月二九日国土交通省
令第二六号）抄

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式（第37条関係）

支拂シメタル		氏名
年	月	日生
年	月	日交付
印		
○運輸便別捺印 地方實物自動車運送法適用事業者別識印		
名 称		

各自が実施する改修法等を述べる。

第3回：地方創生推進会議、その他のにおいて、特に問題に取り扱う事項（以下「地方創生法等」という）を行なうものとする。

④ 地方創生法等を実施する行為は、その他の法律による規制により、その実施に際しては、その他の法律による規制により、何れかの規制を受ける場合、その他の規制を受ける場合又は既存の規制を受ける場合（以下「実施規制規制等」という）に対する適用を除くこと。

⑤ 貸付金又は助成金（以下「第二回・第三次実施規制規制等資金」といふ。）の実施の範囲を超過する規制を実施する行為の防止を図るための監視機能を行うこと。

監視機能の運営を実施規制規制等規則で規定する。